

## 第20回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和7年1月24日（金曜日）

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について	
第 2	会期決定について	
第 3	会務報告	
第 4	報告第45号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る あっせん委員の指名について	1件
第 5	議案第96号 農用地の賃貸借に係る合意解約について	6件
第 6	議案第97号 現況証明願について	1件
第 7	議案第98号 農用地利用集積計画の作成の要請について	9件

### ○出席委員（13名）

1番 平山 正志 君	2番 濵谷 洋 君	4番 小野寺典男 君
5番 佐藤 松喜 君	7番 森田 享子 君	8番 舟山 珠代 君
9番 津野 齊 君	10番 甲斐やす子 君	11番 笛木 眞一 君
12番 山本 政弘 君	13番 熊谷 英二 君	14番 嶋中 勝 君
16番 佐藤 徳市 君		

### ○議事参与の制限を受けた委員（0名）

### ○欠席委員（3名）

3番 大泉 義明 君	6番 渡邊 裕義 君	15番 遠藤 聰 君
------------	------------	------------

### ○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	事務局次長 小幡 裕也 君
振興係長 工藤 理恵 君	農地係長 青島 雅明 君
主任 湊谷 沙紀 君	

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長 (佐藤徳市君) 只今から第20回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は13名、欠席3名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長 (佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長 (佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

1番・平山君 2番・瀧谷君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長 (佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第20回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 (佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長 (佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第45号

○会長 (佐藤徳市君) 日程第4。報告第45号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長 (青島雅明君) はい。

報告第45号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号 1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 99.1 h a

指名年月日 令和 7 年 1 月 14 日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、佐藤松喜委員、津野委員、笛木委員、山本委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第 45 号、内容 1 件は報告のとおり承認されました。

◎議案第 96 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 5。議案第 96 号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容 6 件を議題と致します。

お諮りいたします。

番号 1 から番号 2 まで内容 2 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 2 まで内容 2 件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長 工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第 96 号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があつた下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があつた土地の表示は、別紙のとおり 6 件となっております。

番号 1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字雷別 9－2

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、1,808m<sup>2</sup>外 9 筆、合計面積、260,302m<sup>2</sup>

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和5年5月31日。

契約期間、令和5年5月31日から令和10年3月31日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年12月26日となっています。

なお、番号2については、賃借人、設定内容、契約年月日、契約期間、賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字雷別 9－8

地目、登記簿山林、現況畠。

面積、6,430m<sup>2</sup>外 1 筆、合計面積、7,267m<sup>2</sup>

以上です。

なお、番号1から番号2については甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君）10番、甲斐です。

議案第96号、番号1から番号2について説明させていただきます。

1月16日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さん、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡し時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号3から番号5まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号5まで内容3件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号3

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字阿歴内原野北1線177-12の内

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、12,336m<sup>2</sup>外1筆、合計面積は28,223m<sup>2</sup>

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和2年8月31日。

契約期間、令和2年8月31日から令和12年8月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年12月27日となっております。

なお、番号4から番号5については、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字阿歴内原野北1線179-1の内

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、20,248m<sup>2</sup>外1筆、合計面積は21,302m<sup>2</sup>

契約年月日、令和2年8月31日。

契約期間、令和2年8月31日から令和12年8月30日まで。

番号5

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字塘路281-1

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、170,616m<sup>2</sup>外5筆、合計面積は216,095m<sup>2</sup>

契約年月日、平成27年4月30日。

契約期間、平成27年4月30日から令和7年4月29日まで。

以上です。

なお、番号3から番号5については津野委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）9番・津野君。

○9番（津野斉君）9番、津野です。

議案第96号、番号3から番号5について説明させていただきます。

1月17日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡し時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号5まで内容3件については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

番号6

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字オソツベツ445-1

地目、登記簿牧場、現況畠。

面積、1,953m<sup>2</sup>外26筆、合計面積は398,210.75m<sup>2</sup>

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成30年4月27日。

契約期間、平成30年4月27日から令和10年4月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年1月6日となっております。

なお、番号6については嶋中委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君）14番、嶋中です。

議案第96号、番号6について説明させていただきます。

1月15日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6ヶ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

以上をもって、議案第96号、内容6件は原案可決されました。

### ◎議案第97号

○会長（佐藤徳市君）日程第6。議案第97号、現況証明願について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

議案第97号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

### 番号1

土地の所在、平和8丁目78

登記簿地目、畠

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地  
利用状況、原野  
面積、24,300m<sup>2</sup>  
所有者名、●●●●さん  
申請者名、●●●●さん  
調査委員は、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員  
調査年月日、令和6年12月25日  
なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第97号、番号1について報告いたします。

令和6年12月25日に舟山委員、熊谷委員と私、事務局より小幡次長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはつきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、

10番、甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第97号、内容1件は原案可決されました。

### ◎議案第98号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第98号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容9件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長 工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第98号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり9件となっております。

#### 番号1

利用権の設定を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野399-1

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、28,329m<sup>2</sup>外4筆、合計面積191,184m<sup>2</sup>

利用権設定等の種類、所有権の移転

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、売買

所有権移転の時期、令和7年1月29日

対価の支払い期限、令和7年3月14日

土地の引渡時期、対価の支払日

価格は、13,225,000円

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号3については、利用権の設定を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

#### 番号2

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ409-3

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、6,344m<sup>2</sup>外18筆、合計面積361,121m<sup>2</sup>

価格は、15,445,000円となっております。

#### 番号3

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野118-8

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、71,199m<sup>2</sup>外5筆、合計面積132,160m<sup>2</sup>

価格は、8,548,000円となっております。

なお、番号1から番号3については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなつておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号4から番号8まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号8まで内容5件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野7-1

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、34,450m<sup>2</sup>外7筆、合計面積、132,307m<sup>2</sup>

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠及び採放地

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年1月29日から令和11年11月27日

土地の引渡時期、令和7年1月29日

金額は、年間76,720円

支払方法は毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5から番号8については、利用権の設定をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野292-4

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、12,271m<sup>2</sup>外2筆、合計面積、54,876m<sup>2</sup>

利用権設定等の内容、採放地

金額は、年間26,410円となっております。

#### 番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野409

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、43,760m<sup>2</sup>外2筆、合計面積、124,710m<sup>2</sup>

利用権設定等の内容、普通畑

金額は、年間84,610円となっております。

#### 番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字中チャンベツ673-2

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、4,415m<sup>2</sup>

利用権設定等の内容、普通畑

金額は、年間1,900円となっております。

#### 番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字チャンベツ24-18

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、32,286m<sup>2</sup>外24筆、合計面積、674,501.37m<sup>2</sup>

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

金額は、年間175,160円となっております。

なお、番号4から番号8については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなつております。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号8まで内容5件については原案可決されました。

続きまして番号9を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）　はい。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字西標茶36-1の内

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、27,321m<sup>2</sup>外4筆、合計面積208,046m<sup>2</sup>

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年1月29日から令和12年1月28日

土地の引渡時期、令和7年1月29日

金額は、年間416,092円

支払方法は毎年1月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号9については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）　13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君）　13番、熊谷です。

議案第98号、番号9について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、1月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

以上をもって、議案第98号、内容9件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第20回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第20回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前10時28分閉会)